(令和元年 6 月11日受理)

受 理 番 号	件名
陳情第10号	灰皿設置者に対する意識に関する陳情
提出者の	
住所・氏名	
※非公開情報	
付託委員会	厚生委員会

令和元年7月1日より施行されます調布市受動喫煙防止条例に関しま して、陳情したいので申し出ます。

(趣旨)

調布市では、令和元年7月から独自に受動喫煙防止条例が施行されますが、各駅前周辺の美化地域や通学路が重なっている道路上において、路上喫煙を誘発する官民界付近路上の灰皿設置は、路上喫煙者に過料を科す場合に、「ここに灰皿があるから吸ってよい場所と思った」との理由になります。この問題の解決をしなければ、受動喫煙防止条例の意味をなしません。市には、受動喫煙防止条例の観点から灰皿設置者に対する意識を周知するよう努めていただき、市民にわかりやすく路上明示等していただくことを陳情します。